

証券コード 1911
平成29年6月1日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 市川 晃

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 8階当社大会議室 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 1. 第77期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第77期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役賞与支給の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 議決権の行使方法

① 当日ご出席の場合

株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

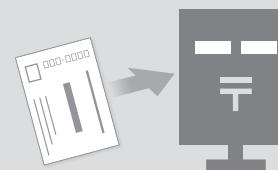


② 当日ご出席願えない場合

次のいずれかの方法により議決権をご行使ください。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

3頁の「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご登録ください。



詳細は3頁をご覧ください。▶

(2) 議決権の行使に関する決定事項

- ① インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効な議決権として取り扱わせていただきます。
- ② 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効な議決権として取り扱わせていただきます。

以上

- ・ 本招集ご通知に添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://sfc.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ・ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<http://sfc.jp/>) への掲載によりお知らせいたします。

＜インターネット等による議決権行使についてのご案内＞

1. インターネットによる議決権行使



- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話からもご利用いただけます。

議決権行使サイトURL <http://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (2) 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成29年6月22日(木曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使につきましては、インターネット環境によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使につきましては、携帯電話の機種等によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】0120-652-031 (午前9時～午後9時)

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社「CJ」に事前に申し込まれた場合、同社が運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以上

目 次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役賞与支給の件	6

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	7
(1) 事業の経過及び成果	7
(2) 設備投資の状況	13
(3) 資金調達の状況	13
(4) 対処すべき課題	14
(5) 財産及び損益の状況の推移	16
(6) 主要な事業内容	17
(7) 主要な事業所	18
(8) 重要な子会社の状況	19
(9) 使用人の状況	20
(10) 主要な借入先	21
2. 会社の株式に関する事項	22
(1) 発行可能株式総数	22
(2) 発行済株式の総数	22
(3) 株主数	22
(4) 単元株式数	22
(5) 単元株主数	22
(6) 大株主の状況	22

3. 会社の新株予約権等に関する事項	23
(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況	23
(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況	23
(3) その他新株予約権に関する重要な事項	24
4. 会社役員に関する事項	25
(1) 取締役及び監査役の状況	25
(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役	28
(3) 責任限定契約の内容の概要	28
(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額	28
(5) 社外役員に関する事項	29
5. 会計監査人の状況	30
(1) 会計監査人の名称	30
(2) 会計監査人の報酬等の額	30
(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	30
(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分	31
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	32
連結計算書類	
連結貸借対照表	38
連結損益計算書	39
計算書類	
貸借対照表	40
損益計算書	41
連結計算書類に係る会計監査報告	42
計算書類に係る会計監査報告	43
監査役会の監査報告	44

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、前期に比べ1株につき8円増額し、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき35円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円 総額3,542,565,380円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおり、別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 14,363,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 14,363,000,000円

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役賞与につきましては、当期業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役10名のうち社外取締役を除く8名に対して、総額1億4,600万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

添付書類

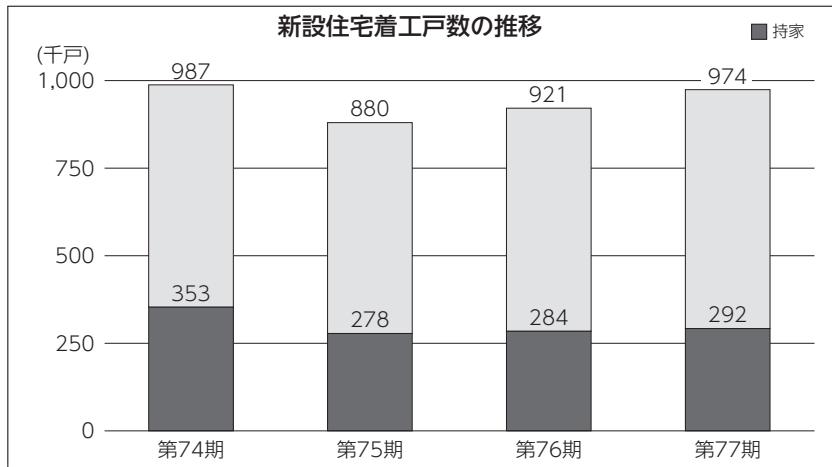
事業報告 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、新興国の一部に弱さが見られたものの、回復が続く米国経済や持ち直しの動きが見られた中国経済を中心として、緩やかな回復が続きました。わが国経済は、個人消費が依然として力強さを欠いたものの、設備投資や輸出に持ち直しの動きが見られたことから、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの事業と関連が深い国内の住宅市場に関しましては、住宅ローン金利が歴史的な低水準で推移したことに加えて、貸家を中心とした着工が好調であったことなどから、新設住宅着工戸数は97万4千戸（前期比5.8%増）となりました。このうち、持家の着工戸数は29万2千戸（同2.6%増）となりました。



このような事業環境のもと、当社グループは、持続的成長のための事業基盤をより強固なものとし、「新たなステージへ向けた変革の推進」を実行するため、当期（第77期）を初年度とする3年間の中期経営計画「住友林業グループ 中期経営計画2018」を策定し、さらなる成長に向けて新たなスタートを切りました。本中期経営計画では、第79期末に売上高1兆1,700億円、経常利益550億円（退職給付会計に係る数理計算上の差異を除く）、ROE10%以上を目指すこととしました。当社グループは、本中期経営計画に則り、主力事業である木材建材事業及び国内の戸建注文住宅事業の収益力向上に努めるとともに、市場環境の変化に対応できるバランスの取れた事業ポートフォリオを構築するため、賃貸住宅事業、リフォーム事業、非住宅建築物の木造化・木質化を進める木化事業、海外事業、バイオマス発電事業及び有料老人ホームの運営事業等に経営資源を積極的に投入するなど、事業分野の拡大による収益源の多様化に取り組みました。

その結果、売上高は1兆1,133億64百万円（前期比7.0%増）となりました。また、利益面においては、前期に費用計上した退職給付会計に係る数理計算上の差異が当期は利益方向に働いたこともあり、営業利益は539億89百万円（同79.4%増）、経常利益は578億41百万円（同89.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は345億32百万円（同255.0%増）となりました。



事業部門別の概況は、次のとおりです。なお、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

木材建材事業

国内の木材・建材流通事業におきましては、為替相場が期の前半にかけて円高傾向で推移し、輸入商品の販売単価が下落したことなどから、売上高は前期並みであったものの、在庫の圧縮と付加価値の向上に努めたことにより、利益は堅調に推移しました。また、収益源を多様化するため、発電用木質燃料の取引拡大に努めるとともに、公共施設等の様々な用途の建築物に活用できる純木質耐火集成材「木ぐるみFR」の販売を開始しました。

国内の建材製造事業におきましては、当社グループ向けの建材販売が計画どおりに推移し、収益性は改善しました。

海外流通事業におきましては、統括拠点であるシンガポールを中心に主に東南アジア諸国向けの木材・建材商品の販売に注力しました。

以上の結果、木材建材事業の売上高は4,244億40百万円（前期比0.6%減）、経常利益は44億56百万円（同32.9%増）となりました。

住宅事業

戸建注文住宅事業におきましては、高い耐震性能と設計自由度を両立した当社オリジナルの「BF構法（ビッグフレーム構法）」による住宅や、エネルギー消費量が正味ゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様の住宅の販売に注力したところ、完工引渡棟数が伸長し、売上高は増加しました。商品面では、充実した備蓄スペースとライフラインが遮断されても一定期間生活することができる機能を備えた住宅「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」を発売しました。また、楽しく分かりやすい体験型の住まいづくりを目指して、お客様がご計画中の設計プランを三次元空間として疑似体験できるVR（バーチャルリアリティ）システムの導入を開始しました。

賃貸住宅事業におきましては、間取りの可変性が高い当社オリジナルの「WF構法（ウォールフレーム構法）」を用い、入居者ニーズの変化に柔軟に対応できる賃貸住宅の提案に注力しました。また、一昨年の相続税制改正等を背景とした資産活用への関心の高まりもあって引渡戸数が増加したことから、売上高は前期に引き続き増加しました。なお、お客様の賃貸事業の長期安定経営をサポートする体制をさらに強化するため、賃貸住宅専用の体験参加型コンサルティングスペース「新宿フォレストメゾンプラザ」を開設しました。

リフォーム事業におきましては、既存住宅の耐震化促進及び資産価値向上のため、マイホームの賃貸を希望するお客様が住友林業ホームテック株式会社の耐震リフォームを実施し、一定の基準を満たすことによって、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）から最長35年にわたり家賃保証を受けられる制度をリフォーム業界で初めて開始しました。しかしながら、大型リフォームの売上が伸びず、利益は減少しました。

木化事業におきましては、国産材を活用した公共建築物等の木造化・木質化の機運が高まる中で、耐火構造が求められる都市部において耐火集成材を活用した木質感の高い事務所ビルの工事を受注するなど、木造・木質の中高層建築の市場拡大に努めました。また、東日本大震災の被災地では、高台への小学校移転再建工事において、構造材に地元の東北産材を主に用いた木造校舎を竣工し、引き渡しました。

以上の結果、住宅事業の売上高は4,662億98百万円（前期比2.6%増）、経常利益は323億49百万円（同2.7%増）となりました。

海外事業

製造事業におきましては、ニュージーランドにおいて、日本及び北米向けのMDF（中密度繊維板）の販売が好調であったほか、原材料等の調達価格の引き下げにより製造コストが低減したことから、利益は大幅に増加しました。一方、インドネシアにおいては、主力製品である合板の販売単価が市場における競争激化により下落したことから、収益は減少しました。なお、豪州における経営資源の最適化及び経営の効率化等を総合的に検討した結果、本年3月に、同国においてMDFの製造及び販売を行ってきた子会社Alpine MDF Industries Pty Ltd.の全株式を譲渡しました。

住宅・不動産事業におきましては、米国及び豪州の安定的な住宅市場を背景に、既存各社による販売棟数が伸長したことに加えて、昨年1月に持分を取得した米国東部の住宅事業会社DRBグループが業績に寄与したことなどから、収益は引き続き増加しました。なお、昨年4月には米国連結子会社のGehan Homesグループの持分を追加取得し同社を100%子会社にするるとともに、同年7月には豪州シドニーを中心に住宅事業を行うWisdomグループの持分51%を、本年2月には米国西部において住宅事業を行うEdge Homesグループの持分70%をそれぞれ取得し、連結子会社化しました。既存各社の成長とこれらM&Aの効果により、目標としている海外における年間販売棟数8,000棟の実現に向け、順調に販売棟数を伸ばしました。

以上の結果、海外事業の売上高は2,478億90百万円（前期比31.9%増）、経常利益は193億10百万円（同47.5%増）となりました。

その他事業

当社グループは、上記事業のほか、バイオマス発電事業、海外における植林事業、有料老人ホームの運営事業、リース事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業、農園芸用資材の製造・販売事業、グループ内各社を対象とした情報システム開発等を行っています。

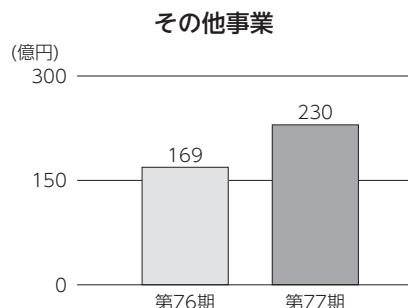
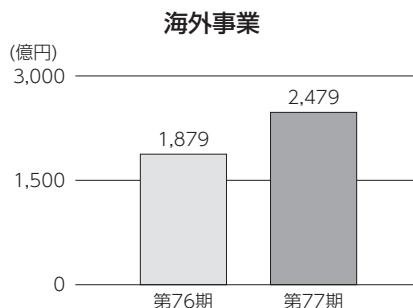
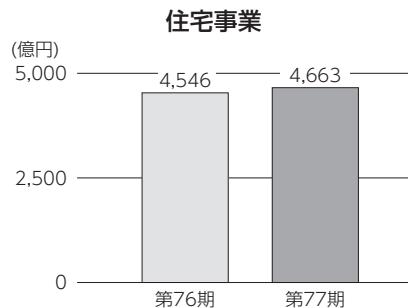
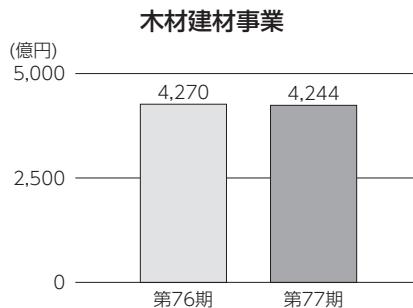
なお、バイオマス発電事業においては、北海道紋別市におけるバイオマス発電所の営業運転を昨年12月より開始しました。また、前期に減損損失を計上したインドネシアの植林事業の業績については、当期は計画を上回りました。

その他事業の売上高は229億79百万円（前期比36.2%増）、経常利益は22億23百万円（前期経常損失10億22百万円）となりました。

事業部門別売上高

部 門	第76期 (平成27/4～28/3)		第77期 (平成28/4～29/3)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
木 材 建 材 事 業	百万円 426,965	% 39.3	百万円 424,440	% 36.5	% △0.6
住 宅 事 業	454,604	41.8	466,298	40.1	2.6
海 外 事 業	187,926	17.3	247,890	21.3	31.9
そ の 他 事 業	16,874	1.6	22,979	2.0	36.2
計	1,086,369	100.0	1,161,607	100.0	6.9
調 整 額	△45,844	-	△48,243	-	-
合 計	1,040,524	-	1,113,364	-	7.0

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。



(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は541億28百万円です。主な設備投資として、ニュージーランドにおける山林資産の取得、バイオマス発電設備の建設、国内外における住宅展示場の新設・建替え、有料老人ホームの建設、ソフトウェアの開発等を行いました。

(3) 資金調達の状況

平成28年6月17日に第3回無担保社債200億円を発行しました。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額120億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

(4) 対処すべき課題

今後の見通し

今後の世界経済は、米国を中心とした先進国経済の回復や新興国経済の持ち直しが見込まれることにより、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、保護主義的な動きの高まりや米国における利上げの影響等のリスクに引き続き留意が必要な状況です。わが国経済は、世界経済の回復や企業収益の改善等により設備投資や輸出の増加が期待されることなどから、引き続き緩やかに回復することが見込まれるものの、個人消費は依然として力強さに欠けることが懸念されます。

中期経営計画の推進

このような事業環境のもと、当社グループは、「再生可能で人と地球にやさしい自然素材である『木』を活かし、『住生活』に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献」という経営理念を実現するため、「住友林業グループ 中期経営計画2018」を着実に実行してまいります。

木材建材事業におきましては、国内の木材・建材流通事業において、シェア拡大を図るとともに、国内の新設住宅着工戸数の動向に左右されにくい事業構造を構築するため、発電用木質燃料の拡販や非住宅市場への資材供給の拡大等に努めてまいります。国内の建材製造事業においては、当社グループ外の取引先への販売に注力することにより収益拡大を図ってまいります。海外流通事業においては、取引先との資本提携・業務提携等を視野に入れた関係強化を進めることによって事業シナジーとリターンを得る体制の強化を図ってまいります。

住宅事業におきましては、戸建注文住宅事業において、本年4月に発売した、選べる天井高による多様な室内空間と新技術による大開口を実現した商品「The Forest BF (ザ フォレスト ビーエフ)」を始めとして、価格や仕様に関するお客様の多様なニーズに応える商品を提供することなどにより、受注の拡大とお客様満足の最大化を図ってまいります。賃貸住宅事業においては、賃貸需要の高い都市部へ積極的に経営資源を投入するとともに、引き続き当社オリジナルの「WF構法」や「BF構法」の特長を活かした入居者目線の提案を行うことなどにより、さらなる受注の拡大に努めてまいります。リフォーム事業においては、当社の戸建住宅のオーナー向けセミナーの実施等による需要の掘り起こしや、「耐震・制震ダブル工法」等のオリジナル技術を活用した付加価値の高い提案を行うことにより、売上高の拡大を図ってまいります。木化事業においては、木造の福祉・教育・商業施設等の設計及び工事の受注に引き続き注力するとともに、耐火木材を活用して建築物の木質化を積極的に推進することにより、事業規模の拡大に努めてまいります。

海外事業におきましては、製造事業において、安定的な生産と継続的なコストダウンに取り組む一方で、マーケティング機能を充実させて販売先の多角化や市場ニーズに即した製品の企画・提案を進めることにより、市況に左右されにくい収益体制の構築を図ってまいります。住宅・不動産事業においては、米国及び豪州における住宅事業をさらに成長させることにより、目標としている年間8,000棟の販売体制を確実なものとするとともに、緑化事業の拡大や収益不動産事業への新規参入を図ることなどにより幅広い事業ポートフォリオを構築し、安定的な収益の実現を目指してまいります。

山林経営におきましては、これまでの社有林経営で培ってきた「保続林業」のノウハウを活かし、林業経営に関するコンサルティングや、全国的に供給不足が課題となっている植林用苗木の安定供給体制の確立に取り組むなど、サステナブル（持続可能）な山林経営の実現と国内林業の活性化による地方創生への貢献に努めてまいります。また、海外においても、ニュージーランドの山林を始めとして、環境に配慮したサステナブルな植林事業を推進してまいります。環境・エネルギー分野におきましては、未利用の林地残材や間伐材等を利用した既存の木質バイオマス発電所の安定稼働に取り組むとともに、再生可能エネルギーを活用した発電事業の新規立ち上げを加速するなど、規模拡大を図ってまいります。生活サービス分野におきましては、有料老人ホームの新規開設や本年4月に株式を取得した阪神エリアに事業基盤を置く介護事業会社等の運営を通じて、豊かなシニアライフの創出に努めるなど、人々の暮らしを様々な角度からサポートするサービスを提供してまいります。

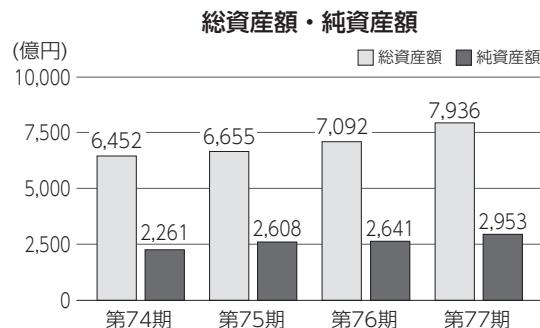
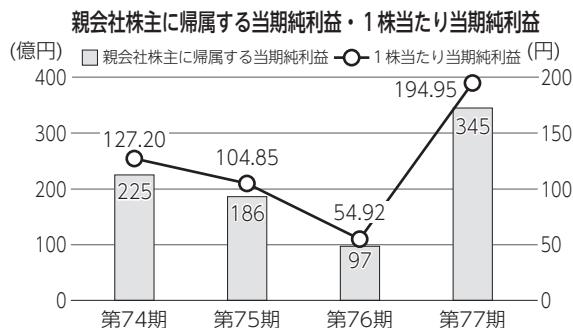
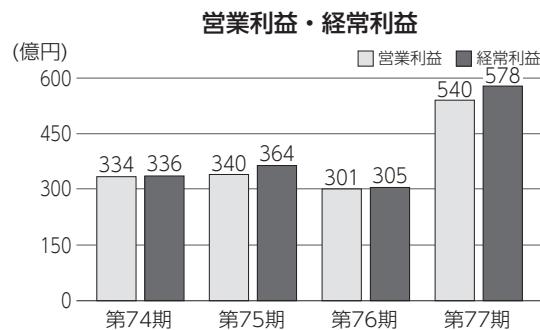
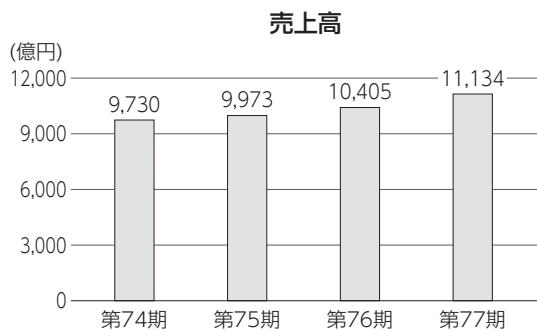
当社グループは、以上に述べた取り組みとともに、社会の変化を見据え、ステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、人権・多様性、リスク管理・法令遵守、お客様満足の向上に関する取り組みを強化するなどの企業に求められる社会的責任を果たしてまいります。また、これまでの事業活動で培ってきた「木」に関する知見や技術を活かしたサステナブルな社会の実現に貢献する事業を世界で展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (平成25/4~26/3)	第75期 (平成26/4~27/3)	第76期 (平成27/4~28/3)	第77期 (平成28/4~29/3)
売 上 高 (百万円)	972,968	997,256	1,040,524	1,113,364
営 業 利 益 (百万円)	33,415	33,994	30,093	53,989
経 常 利 益 (百万円)	33,567	36,424	30,507	57,841
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	22,531	18,572	9,727	34,532
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	127.20	104.85	54.92	194.95
総 資 産 額 (百万円)	645,197	665,538	709,188	793,617
純 資 産 額 (百万円)	226,078	260,782	264,127	295,344

(注) 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。



(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、山林事業を礎に、以下のような木材・建材の仕入・製造・加工・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・リフォーム、分譲住宅の販売、不動産の管理・仲介及びこれらに関連する事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材 (原木・チップ・製材品・集成材等)・建材 (合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等) の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、CAD・敷地調査等
海 外 事 業	海外における、木材・建材の製造・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・販売等
そ の 他 事 業	バイオマス発電事業、海外における植林事業・植林木の販売、有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、情報システムの開発、人材派遣業等

(7) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

①当社

本 社 東京都千代田区

支 店 等

部 門	事 業 所
木材建材事業	東京、大阪、中部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他7営業所
住 宅 事 業	池袋、東京東、城南、世田谷、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、建築デザイン室、東京生産部、神奈川生産部、近畿生産部、中京生産部 他37営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他4事業所

②重要な子会社

部 門	会 社 名	事 業 所	
木材建材事業	住友林業クレスト株式会社	本社	愛知県名古屋市
		工場	茨城県鹿嶋市、静岡県藤枝市、愛媛県新居浜市、佐賀県伊万里市
住 宅 事 業	住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区
	住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区
	住友林業ホームサービス株式会社	本社	東京都新宿区
	住友林業緑化株式会社	本社	東京都中野区
	住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区
海 外 事 業	PT. Kutai Timber Indonesia	本社	インドネシア ジャカルタ
		工場	インドネシア 東ジャワ州
	Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州
	Henley Arch Pty Ltd.		
	Nelson Pine Industries Ltd.	本社・工場	ニュージーランド ネルソン
	DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州
	MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州
Gehan Homes, Ltd.	本社	米国 テキサス州	

(8) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

部 門	会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
木材建材事業	住友林業クレスト株式会社	百万円 800	% 100.0	木質加工建材・住宅設備機器の製造・販売
住 宅 事 業	住友林業レジデンシャル株式会社	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
	住友林業ホームエンジニアリング株式会社	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
	住友林業ホームサービス株式会社	400	100.0	不動産売買の仲介
	住友林業緑化株式会社	200	100.0	住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、樹木等の販売
	住友林業ホームテック株式会社	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、「住友林業の家」のアフターメンテナンス
海 外 事 業	PT. Kutai Timber Indonesia	千米ドル 27,000	99.8	合板・パーティクルボード・木質加工建材等の製造・販売
	Henley Arch Unit Trust	千豪ドル 42,315	51.0 (51.0)	注文住宅の建築工事の請負、分譲住宅の販売
	Henley Arch Pty Ltd.	千豪ドル 10	51.0 (51.0)	
	Nelson Pine Industries Ltd.	千ニューージーランドドル 45,500	100.0 (100.0)	MDF (中密度繊維板)・LVL (単板積層材) の製造・販売
	DRB Enterprises, LLC	千米ドル 49	60.0 (60.0)	分譲住宅の販売
	MainVue Homes LLC	千米ドル 10	51.0 (51.0)	分譲住宅の販売
	Gehan Homes, Ltd.	千米ドル 1	100.0 (100.0)	分譲住宅の販売

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 出資比率欄 () 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示しています。
 3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。
 4. Gehan Homes, Ltd.は、当期におけるSumitomo Forestry America, Inc.を通じた持分の追加取得により、出資比率が100.0%となりました。
 5. DRB Enterprises, LLC及びMainVue Homes LLCは、当期より重要な子会社といたしました。
 6. Alpine MDF Industries Pty Ltd.は、当期におけるSumitomo Forestry Australia Pty Ltd.を通じた全株式の譲渡により、重要な子会社から除外しました。

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

部 門	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	1,752名	43名
住 宅 事 業	8,052	147
海 外 事 業	6,809	520
そ の 他 事 業	861	80
全 社（共 通）	328	11
合 計	17,802	801

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時使用人数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
2. 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を表示しています。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4,485名	68名	41.8歳	14.8年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時使用人数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	21,215 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,498
三井住友信託銀行株式会社	8,514
株式会社日本政策金融公庫	7,795
株式会社みずほ銀行	6,458
Wells Fargo Bank, National Association	6,149
北海道	5,400
U.S. Bank National Association	4,851
Texas Capital Bank, National Association	4,820
Bank of America, National Association	4,332

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 177,410,239株（自己株式281,970株を含む）
- (3) 株主数 9,660名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 単元株主数 8,743名
- (6) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,438 ^{千株}	5.8 [%]
住友金属鉱山株式会社	10,110	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	7,621	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,401	4.1
株式会社伊予銀行	5,849	3.3
住友商事株式会社	4,383	2.4
住友生命保険相互会社	4,227	2.3
株式会社百十四銀行	4,197	2.3
株式会社三井住友銀行	4,136	2.3
三井住友信託銀行株式会社	3,408	1.9

- (注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間	保有している人数
住友林業株式会社 平成27年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成27年 8月20日	285個	当社普通株式 28,500株	1株当たり 1,233円	1株当たり 1円	平成27年 8月21日から 平成47年 8月20日まで	8名 (社外取締役 を除く)
住友林業株式会社 平成28年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成28年 8月19日	295個	当社普通株式 29,500株	1株当たり 1,092円	1株当たり 1円	平成28年 8月20日から 平成48年 8月19日まで	8名 (社外取締役 を除く)

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	割当日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間	交付された人数
住友林業株式会社 平成28年度 新株予約権 (株式報酬型)	平成28年 8月19日	119個	当社普通株式 11,900株	1株当たり 1,092円	1株当たり 1円	平成28年 8月20日から 平成48年 8月19日まで	執行役員 13名 (取締役兼務者 を除く)

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

平成25年7月25日に当社が発行した2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	転換価額	行使期間	平成29年3月31日現在の 新株予約権の数
2,000個	当社普通株式 10,719,837株	1株当たり 1,865.7円	平成25年 8月8日から 平成30年 8月10日まで	2,000個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
※取締役会長	矢野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役
※取締役社長(執行役員社長)	市川 晃	
※取締役(執行役員副社長)	早野 均	生活サービス本部 統轄、資源環境本部長
※取締役(執行役員副社長)	笹部 茂	海外事業本部長
取締役(専務執行役員)	和田 賢	東北復興支援 担当、住宅事業本部長
取締役(専務執行役員)	佐藤 建	経営企画・総務・人事・財務・情報システム・コーポレート・コミュニケーション・CSR推進・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当
取締役(常務執行役員)	福田 晃久	木材建材事業本部長
取締役(常務執行役員)	光吉 敏郎	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長
取締役	平川 純子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役、日立建機株式会社 社外取締役
取締役	山下 泉	横河電機株式会社 社外監査役、株式会社イオン銀行 社外取締役
*監査役	田中 秀和	
*監査役	東井 憲彰	
監査役	寺本 哲	公認会計士
監査役	倉阪 克秀	住友電気工業株式会社 顧問
監査役	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。
 2. 取締役 平川純子及び山下 泉の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. 監査役 寺本 哲、倉阪克秀及び皆川芳嗣の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. 当社は、取締役 平川純子及び山下 泉の両氏並びに監査役 寺本 哲、倉阪克秀及び皆川芳嗣の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
 5. 監査役 寺本 哲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》平成29年4月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		平成29年3月31日現在	平成29年4月1日現在
※取締役会長	矢野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役	同左
※取締役社長 執行役員社長	市川 晃	—	—
※取締役 執行役員副社長	早野 均	生活サービス本部 統轄、 資源環境本部長	秘書・ コーポレート・コミュニケーション・ CSR推進 担当
※取締役 執行役員副社長	笹部 茂	海外事業本部長	同左
取締役 専務執行役員	和田 賢	東北復興支援 担当、住宅事業本部長	資源環境本部・生活サービス本部 統轄、TOP2020推進 担当
取締 役 専務執行役員	佐藤 建	経営企画・総務・人事・財務・ 情報システム・ コーポレート・コミュニケーション・ CSR推進・知的財産・内部監査・ 筑波研究所 担当	経営企画・財務 統轄、総務・ 人事・情報システム・知的財産・ 内部監査・筑波研究所 担当
取締 役 常務執行役員	福田 晃久	木材建材事業本部長	同左
取締 役 常務執行役員	光吉 敏郎	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長	東北復興支援 担当、住宅事業本部長
取締 役	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役、 日立建機株式会社 社外取締役	同左
取締 役	山下 泉	横河電機株式会社 社外監査役、 株式会社イオン銀行 社外取締役	同左
*監査 役	田中 秀和	—	—
*監査 役	東井 憲彰	—	—
監査 役	寺本 哲	公認会計士	同左
監査 役	倉阪 克秀	住友電気工業株式会社 顧問	同左
監査 役	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長	同左

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		平成29年 3月31日現在	平成29年 4月 1日現在
常務執行役員	高 桐 邦 彦	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長	同左
常務執行役員	関 本 暁	資源環境本部副本部長・ 同本部海外資源部長	資源環境本部長
常務執行役員	徳 永 完 平	住友林業緑化株式会社 取締役社長	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長
常務執行役員	川 田 辰 己	経営企画部長	経営企画・財務 担当、経営企画部長
常務執行役員	川 村 篤	海外事業本部副本部長・ 同本部海外住宅・不動産部長、 SFC Homes LLC 取締役社長	北米事業 担当、 海外事業本部副本部長
執 行 役 員	吉 岡 義 寛	住友林業クレスト株式会社 取締役社長	株式会社フィルケア 監査役、 住友林業レジデンシャル株式会社 監査役、内部監査担当役員付
執 行 役 員	町 野 良 治	住友林業クレスト株式会社 取締役専務執行役員	住友林業クレスト株式会社 取締役社長
執 行 役 員	田 伏 正 幸	木材建材事業本部副本部長	同左
執 行 役 員	沼 崎 秋 生	住友林業ホームテック株式会社 取締役専務執行役員	同左
執 行 役 員	片 山 信 幸	住友林業ホームテック株式会社 取締役専務執行役員	同左
執 行 役 員	北 村 聡一郎	海外事業本部副本部長・ 同本部海外製造部長	同左
執 行 役 員	西 周 純 子	住宅事業本部副本部長（技術戦略 担当、リノベーション営業・ 木化営業・建築技術審査 統括）	同左
執 行 役 員	桧 垣 隆 久	生活サービス本部長	同左

(注) ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
永田 信	平成28年6月24日	任期満了	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員	総額
取締役	10名	537百万円
監査役	6	76
合計	16	612

- (注) 1. 上記には、平成28年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません。
3. 取締役の報酬等の総額には、第77期定時株主総会において決議予定の取締役賞与総額1億46百万円を含んでいます。
4. 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与したストックオプションの割当にかかる費用33百万円を含んでいます。
5. 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりです。
- (1) 取締役の例月報酬の限度額は、平成28年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています。
- (2) 取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額は、平成27年6月23日開催の第75期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。
- (3) 監査役の例月報酬の限度額は、平成26年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

(5) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 川 純 子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。
取 締 役	山 下 泉	平成28年6月24日の就任以降、当期開催の取締役会12回全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から、適宜発言を行っています。
監 査 役	寺 本 哲	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。
監 査 役	倉 阪 克 秀	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から、適宜発言を行っています。
監 査 役	皆 川 芳 嗣	平成28年6月24日の就任以降、当期開催の取締役会12回全てに、また監査役会11回全てに出席し、主に農林水産分野における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。

(注) 当期は、上記の取締役会のほか、会社法第370条に定める書面による取締役会のみなし決議を1回実施しています。

②報酬等の総額

人 員	総 額
6 名	52 百万円

(注) 上記には、平成28年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
①当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94 百万円
②当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査又は証明業務）に係る報酬等の額	58

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT. Kutai Timber Indonesia、Henley Arch Unit Trust、Nelson Pine Industries Ltd.、DRB Enterprises, LLC、MainVue Homes LLC 及び Gehan Homes, Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が、平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

<業務の適正を確保するための体制>

(1) 職務執行の基本方針

- ①当社は、元禄年間の創業以来、「営業は信用を重んじ、確実を旨とし」「浮利に趨り、軽進すべからず」などの文言に象徴される「住友精神」を経営の根幹としながら、事業は国家や社会をも利するものでなければならないとする「国土報恩」の理念や、環境に配慮しながら永続的に森林を育成・管理する「保続林業」の事業姿勢を継承しており、このような歴史を背景に、経営理念として『住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。』を掲げ、それを具現化するための行動指針として、以下の4項目を定めている。

【住友精神】 公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める。

【人間尊重】 多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる。

【環境共生】 持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取り組む。

【お客様最優先】 お客様満足に徹し、高品質の商品・サービスを提供する。

- ②当社は、当社グループの役職員が守るべき倫理行動指針や価値観を「私たちが大切にしたいこと」として定めており、これを真摯に実践する。
- ③当社は、“反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応すること”を当社グループの基本方針とし、実践する。

(2) 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの基本方針として、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題のひとつと位置付け、制度・環境の整備を進める。
- ②当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、コンプライアンス推進を目的とするグループ横断型の委員会の設置、顧問弁護士と総務部長を通報先として当社グループの役職員が利用できる内部通報制度（コンプライアンス・カウンター）の設置、諸規程の整備等、全社的なコンプライアンス体制の整備を行い、グループを通じた内部統制機能の強化と自浄能力の向上を継続的に図る。
- ③財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関しては、規程類や業務手順標準化に関する書類を整備する。主要部門において財務報告プロセスの適正性及び内部統制システムの有効性に関する検証を行い、内部監査部門がその結果に関する評価を行う体制を構築しており、継続して財務報告の適正性に関する内部統制関連業務の質的改善に努める。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、文書及び情報の管理に関する諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録などの法定書類、その他重要な意思決定に関する稟議書など重要書類の記録及び保存を適切に行う。
- ②当社は、ITを利用した情報の保管・閲覧・共有機能の向上に努める。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、内部統制と一体化したリスク管理体制の確立を念頭に、リスク管理に関する規程の整備を行うと同時に、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスクの把握とその評価、及び対応策策定を行い、当社グループのリスク管理体制の整備・強化を継続的に進める。
- ②リスク管理委員会は、想定されるリスクに関する対応状況について、その進捗を管理するとともに、定期的に当社の取締役会及び監査役に報告を行う。
- ③当社は、当社グループ内で発生する重大な緊急事態について、当社グループの役職員が速やかに当社の経営トップに報告する「2時間ルール」の適正な運用に努め、損失リスクの回避・軽減を図る体制強化を継続的に進行。
- ④当社は、大規模災害、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続による損失軽減を図ることを目的とした事業継続計画（BCP）を策定し、有事に即応できる体制を構築する。また、子会社に対しても、BCPを策定するよう必要な指導及び助言等を行う。

(5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制採用により、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、少人数のメンバーで構成される取締役会が迅速な意思決定を行える体制としている。各執行役員は、取締役会の指揮監督のもと、業務執行の責任者として各担当業務を効率的に執行する。
- ②当社は、事業環境の変化に応じた迅速な意思決定と権限配置の最適化を目的に、取締役会附議基準、職務権限規程などの見直しを適宜行う。
- ③当社は、グループを含めた長期経営計画に基づき、中期計画、予算において事業領域ごとに達成すべき目標とそれを実現する具体的施策について定め、経営資源を適正かつ効率的に配分することでその実現に努める。
- ④当社は、社内規程に基づき、当社内に個々の子会社を担当する主管部門を定めており、主管部門の役職員が子会社の取締役等に就任することで、経営上の施策について適切な進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進める。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、主管部門を通じて、当社取締役会において、子会社における経営上の重要事項の附議、業務執行についての報告を行わせることを義務付けることにより、企業集団全体に対する統制と牽制を行う。
- ②当社は、企業集団全体の内部統制を実効性あるものにするため、子会社各社において規程の整備を行い、また、各社の状況を考慮しながら内部監査部門を設置するなど、各社の自律的な内部統制環境の整備を進める。
- ③当社は、当社内部監査部門及び主管部門を通じた子会社各社への牽制機能の強化等、コンプライアンス体制強化も含めた子会社への監視・監督機能の質的改善を継続的に推進する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社の代表取締役又は取締役会は、監査役と協議の上、監査役の補助使用人として適切な人材を配置し、その異動、人事評価、懲戒処分を行う場合は、監査役の同意を要する。
- ②当社の監査役は、必要に応じ補助使用人を指揮して監査業務を行う。
- ③当社の監査役は、補助使用人の独立性が不当に制限されることのないよう、当社の代表取締役又は取締役会に対して必要な要請を行う。代表取締役又は取締役会は、当該要請に対して、適切な措置を講じる。

(8) 当社の取締役・使用人及び当社の子会社の取締役等・監査役・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ①当社の監査役は、当社における重要な意思決定の過程及び取締役の職務の執行状況を把握するため、当社の取締役会のほか必要に応じて、当社の経営会議などの主要な会議に出席する。
- ②当社グループの役職員は、当社の監査役から職務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに報告を行う。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を認識した場合、当社の監査役に報告する。
- ③当社の監査役は、当社グループのコンプライアンス、リスク管理の活動状況及び内部監査結果について、当社の内部監査部門等から定期的に報告を受け、これらが有効に機能しているかを監視し検証する。

- ④当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行うと同時に、監査の実効性が保たれるよう監査環境の整備に努める。
- ⑤当社は、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査実効性の向上と情報交換を目的としたグループ監査役会を定期的に開催する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員が当社の監査役に対して前号の報告をした場合、当該報告者に対して、不利益な取扱いを行わない体制を社内規程等により整備するほか、当該報告者及びその内容について、厳重な情報管理体制を整備するとともに、子会社に対しては、その旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役会は、当社の監査役の職務の執行上必要な費用を当社の予算に計上する。また、当社の監査役が職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。当社代表取締役又は取締役会は、これらの内容に対して適切な措置を講じる。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、重要な意思決定の過程について、当社の社外取締役と情報交換及び連携することにより、監査の実効性の確保に努める。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

(1) リスク管理及びコンプライアンス体制

- ①当社は、リスク管理委員会を3ヶ月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議しています。また、同委員会の配下には、コンプライアンス小委員会及びBCP小委員会を設置し、グループ横断的なリスクとして位置づけるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申をし、経営層によるマネジメントレビューを実施、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。当期は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。
- ②BCPに基づく取り組みとしては、安否確認・情報連絡訓練を1回、大規模地震対応模擬訓練を1回実施しました。
- ③コンプライアンスの取り組みとしては、コンプライアンス小委員会において、許認可事業を始めとする法令の要求事項について一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。また、内部通報窓口であるコンプライアンス・カウンターにおいては、通報内容に対して適切に対応しました。
- ④財務報告の適正性に関する内部統制については、財務報告に係る内部統制に関する社内規程等に基づき、内部監査部門が対象となる各部門及び子会社の評価作業を継続的に実施しました。

(2) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ①当社は執行役員制度を導入しており、意思決定・監督機能については、取締役会（当期は15回開催）において、重要事項に関する意思決定並びに中期計画・予算の進捗状況及び業績を確認するなど、業務執行の監督機能強化に努めました。業務執行機能については、執行役員会（当期は12回開催）において、業務執行の進捗状況に関する報告、社長からの業務執行方針の指示・伝達等を行いました。
- ②当社は、主管部門の役職員が子会社の役員に就任することなどにより、経営上の施策について進捗管理を行い、子会社の業務執行を効率的に進めました。

(3) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、取締役会附議基準や関係会社管理規程に基づき、主管部門を通じて、子会社における経営上の重要事項を当社取締役会で附議したほか、業務執行について報告を受けました。
- ②当社内部監査部門は、関係会社管理規程に基づき、定期的に子会社監査を実施し、指摘すべき事項が発見された場合は、改善指導及び確認を行いました。

(4) 監査役の監査体制

- ①当社は監査役の補助使用人として、検査役監査役付（主要部門の上級管理職が兼務）9名を配置し、毎月、検査役報告会を開催しています。検査役報告会では、監査役は検査役から業務検査状況の報告を受け、監査業務を実施しました。
- ②当社の監査役は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、経営判断のプロセスに関する正確な情報を適時に入手することができる体制を構築しています。監査役監査の実効性を向上させるため、会計監査人のほか、内部監査部門との連携を図っています。また、リスク管理・コンプライアンス、会計、労務を担当する各部門から定期的に報告を受け、内部統制が有効に機能しているかの監視・検証を行いました。さらに、主要な子会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役会を当期は6回開催し、グループ経営の執行状況に対する監視機能強化に努めました。
- ③当社の監査役会は、月例の監査役会に合わせて、経営会議の議事内容について担当執行役員が監査役及び社外取締役に対して説明する場を設け、意見交換を行っています。また、監査役と代表取締役との間においても、四半期毎に意見交換を行っています。

（以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して）表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	513,715	流動負債	323,932
現金及び預金	111,506	支払手形及び買掛金	111,281
受取手形及び売掛金	119,274	工事未払金	71,211
完成工事未収入金	4,180	短期借入金	37,108
有価証券	6,500	リース債務	1,628
商品及び製品	14,708	未払法人税等	5,511
仕掛品	1,389	未成工事受入金	48,249
原材料及び貯蔵品	7,917	賞与引当金	11,139
未成工事支出金	23,934	役員賞与引当金	146
販売用不動産	48,249	完成工事補償引当金	3,849
仕掛販売用不動産	79,756	資産除去債務	551
繰延税金資産	7,001	その他	33,260
短期貸付金	30,287		
未収入金	45,902	固定負債	174,341
その他	13,551	社債	20,000
貸倒引当金	△438	新株予約権付社債	20,000
		長期借入金	81,818
固定資産	279,902	リース債務	3,264
有形固定資産	145,798	繰延税金負債	11,537
建物及び構築物	34,139	役員退職慰労引当金	80
機械装置及び運搬具	29,796	退職給付に係る負債	18,732
土地	30,597	資産除去債務	937
林木	37,189	その他	17,974
リース資産	4,691		
建設仮勘定	6,013	負債合計	498,273
その他	3,374	(純資産の部)	
		株主資本	242,541
無形固定資産	23,418	資本金	27,672
のれん	12,189	資本剰余金	18,637
その他	11,229	利益剰余金	196,511
		自己株式	△280
投資その他の資産	110,686	その他の包括利益累計額	32,370
投資有価証券	91,806	その他有価証券評価差額金	25,896
長期貸付金	3,683	繰延ヘッジ損益	△80
退職給付に係る資産	142	為替換算調整勘定	6,874
繰延税金資産	3,276	退職給付に係る調整累計額	△320
その他	14,141		
貸倒引当金	△2,362	新株予約権	82
		非支配株主持分	20,352
		純資産合計	295,344
資産合計	793,617	負債純資産合計	793,617

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,113,364
売上原価	909,225
売上総利益	204,138
販売費及び一般管理費	150,149
営業利益	53,989
営業外収益	7,589
受取利息	533
仕入割引	381
受取配当金	1,363
持分法による投資利益	3,053
その他	2,260
営業外費用	3,737
支払利息	1,560
売上割引	680
為替差損	47
その他	1,450
経常利益	57,841
特別利益	922
固定資産売却益	193
投資有価証券売却益	96
関係会社清算益	152
関係会社株式売却益	481
特別損失	240
固定資産売却損	37
固定資産除却損	164
減損損失	30
投資有価証券売却損	8
投資有価証券評価損	1
税金等調整前当期純利益	58,523
法人税、住民税及び事業税	15,652
法人税等調整額	2,640
当期純利益	40,230
非支配株主に帰属する当期純利益	5,699
親会社株主に帰属する当期純利益	34,532

計 算 書 類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	361,621	流動負債	273,739
現金及び預金	84,019	支払手形	17,198
受取手形	43,679	買掛金	70,234
売掛金	58,999	工事未払金	84,313
完成工事未収入金	1,491	1年内返済予定の長期借入金	3,493
有価証券	6,500	リース債務	1,609
商品及び製品	10,329	未払金	5,776
未成工事支出金	14,366	未払法人税等	3,084
販売用不動産	21,577	未払消費税等	1,725
仕掛販売用不動産	6,044	未払費用	1,012
前渡金	467	前受金	871
前払費用	838	未成工事受入金	37,590
繰延税金資産	4,578	預り金	36,067
短期貸付金	30,000	前受収益	1,271
関係会社短期貸付金	11,858	賞与引当金	6,280
未収入金	67,211	役員賞与引当金	146
その他	381	完成工事補償引当金	2,366
貸倒引当金	△715	資産除去債務	551
固定資産	233,539	その他	152
有形固定資産	37,460	固定負債	91,323
建物	9,014	社債	20,000
構築物	610	新株予約権付社債	20,000
機械及び装置	1,236	長期借入金	18,738
車両運搬具	3	預り保証金	4,788
工具、器具及び備品	606	リース債務	2,585
土地	12,170	繰延税金負債	8,772
林木	8,554	退職給付引当金	10,494
造林起業	357	関係会社事業損失引当金	2,286
リース資産	4,115	資産除去債務	747
建設仮勘定	795	その他	2,913
無形固定資産	4,576	負債合計	365,063
電話加入権	180	(純資産の部)	
林道利用権	114	株主資本	204,311
施設利用権	2	資本金	27,672
工業所有権	23	資本剰余金	26,872
ソフトウェア	4,256	資本準備金	26,613
投資その他の資産	191,503	その他資本剰余金	259
投資有価証券	67,589	利益剰余金	150,047
関係会社株式	102,810	利益準備金	2,857
関係会社出資金	772	その他利益剰余金	147,190
長期貸付金	258	特別償却準備金	96
従業員長期貸付金	22	圧縮記帳積立金	1,715
関係会社長期貸付金	17,982	別途積立金	120,387
破産更生債権等	2,237	繰越利益剰余金	24,991
長期前払費用	391	自己株式	△280
その他	4,226	評価・換算差額等	25,705
貸倒引当金	△4,784	その他有価証券評価差額金	25,782
		繰延ヘッジ損益	△77
		新株予約権	82
資産合計	595,161	純資産合計	230,098
		負債純資産合計	595,161

損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	714,040
商品売上高	381,641
完成工事高	332,399
売上原価	608,487
商品売上原価	363,058
完成工事原価	245,429
売上総利益	105,553
販売費及び一般管理費	79,819
営業利益	25,734
営業外収益	7,755
受取利息	322
有価証券利息	27
仕入割引	276
受取配当金	6,111
その他	1,019
営業外費用	1,793
支払利息	243
社債利息	75
売上割引	540
その他	935
経常利益	31,696
特別利益	66
固定資産売却益	66
特別損失	1,619
固定資産除却損	73
投資有価証券評価損	1
関係会社出資金評価損	619
関係会社株式評価損	885
関係会社清算損	41
税引前当期純利益	30,143
法人税、住民税及び事業税	6,433
法人税等調整額	1,418
当期純利益	22,292

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

住友林業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田 英 仁 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

住友林業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田英仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清本雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

住友林業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 田 中 秀 和 ㊞

監査役（常勤） 東 井 憲 彰 ㊞

監査役 寺 本 哲 ㊞

監査役 倉 阪 克 秀 ㊞

監査役 皆 川 芳 嗣 ㊞

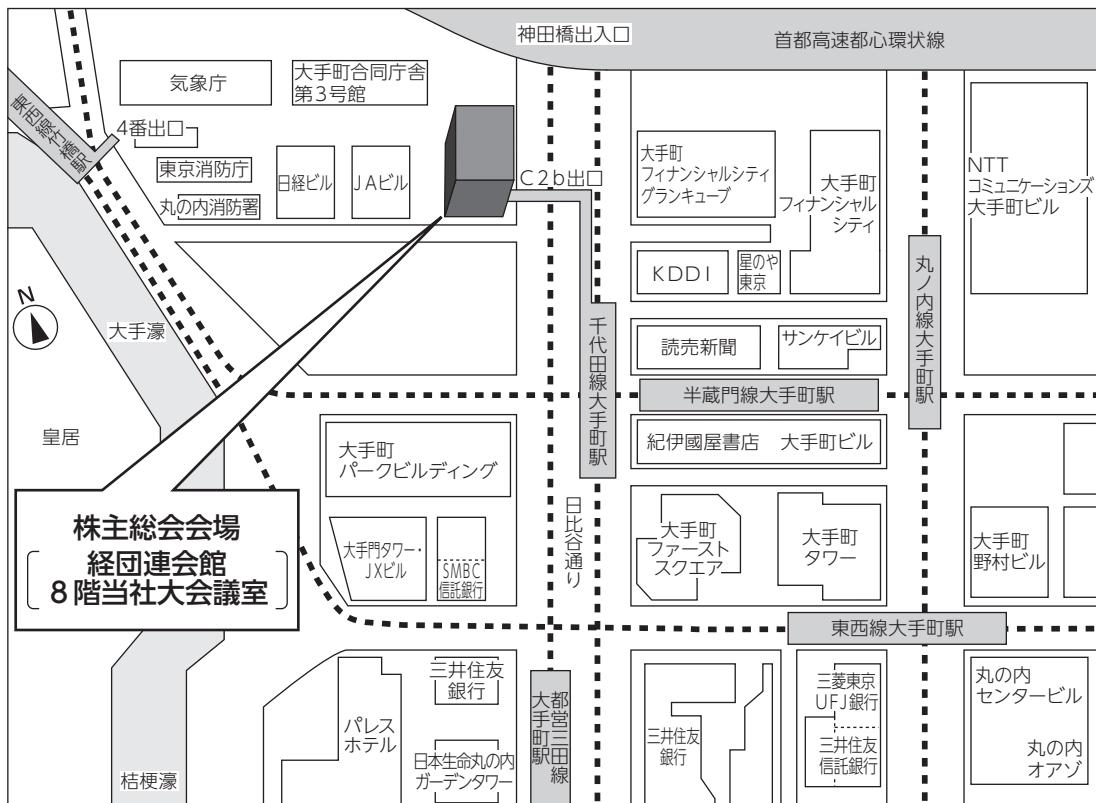
※監査役 寺本 哲、倉阪克秀及び皆川芳嗣の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

〔株主総会会場ご案内略図〕

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

経団連会館 8階当社大会議室



(交通) ●地下鉄「大手町駅」C2b出口直結

(東京メトロ 千代田線・半蔵門線・丸ノ内線・東西線／都営三田線)

●東京メトロ東西線「竹橋駅」4番出口より徒歩約4分

(お願い) ●会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

●当日は、省エネルギー及び節電への取り組みとして、当社役職員の服装はクールビズとさせていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

